

大分県報

令和七年
第六〇二号
四月二十二日

（火曜日）

目次

人事委員会規則

義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部改正……………一

告 示

大分県医師国民健康保険組合の規約の変更の認可……………七
土地改良区の定款変更認可……………七
解除予定保安林（二件）……………七
特定第二号漁業者の共済義務加入に係る同意成立……………八

○人事委員会規則

義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年四月二十二日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第十九号

義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当の支給に関する規則（昭和五十一年大分県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第四条関係）

教育職給料表(二)の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1号給から 4号給まで	2,000	2,100	4,000	4,900	7,400
	5号給から 8号給まで	2,000	2,300	4,300	5,100	7,500
	9号給から 12号給まで	2,100	2,400	4,500	5,200	7,600
	13号給から 16号給まで	2,200	2,500	4,700	5,400	7,700
	17号給から 20号給まで	2,300	2,600	4,900	5,500	7,900
	21号給から 24号給まで	2,400	2,800	5,100	5,700	8,000
	25号給から 28号給まで	2,600	2,900	5,300	5,900	
	29号給から 32号給まで	2,700	3,000	5,400	6,000	
	33号給から 36号給まで	2,800	3,200	5,600	6,100	
	37号給から 40号給まで	2,900	3,300	5,700	6,300	
	41号給から 44号給まで	3,100	3,500	5,800	6,400	
	45号給から 48号給まで	3,200	3,700	6,000	6,600	
	49号給から 52号給まで	3,300	3,800	6,100	6,800	
	53号給から 56号給まで	3,400	4,100	6,300	6,900	
	57号給から 60号給まで	3,500	4,300	6,400	7,000	
	61号給から 64号給まで	3,600	4,500	6,500	7,100	
	65号給から 68号給まで	3,700	4,800	6,700	7,200	
	69号給から 72号給まで	3,800	4,900	6,800	7,300	
	73号給から 76号給まで	3,900	5,100	6,900	7,400	
	77号給から 80号給まで	4,000	5,300	6,900	7,500	
	81号給から 84号給まで	4,100	5,400	7,000	7,500	
	85号給から 88号給まで	4,100	5,500	7,200		
	89号給から 92号給まで	4,200	5,600	7,200		
	93号給から 96号給まで	4,300	5,800	7,200		
	97号給から 100号給まで	4,400	5,900	7,300		
	101号給から 104号給まで	4,400	6,100	7,300		
	105号給から 108号給まで	4,500	6,200	7,300		
	109号給から 112号給まで	4,500	6,300			
	113号給から 116号給まで	4,600	6,400			
	117号給から 120号給まで	4,700	6,500			
	121号給から 124号給まで	4,700	6,600			
	125号給から 128号給まで	4,800	6,700			
	129号給から 132号給まで		6,800			
	133号給から 136号給まで		6,900			
	137号給から 140号給まで		6,900			
	141号給から 144号給まで		6,900			
	145号給から 148号給まで		7,000			
	149号給から 152号給まで		7,100			
	153号給から 156号給まで		7,100			

令和七年四月二十二日

大分県報（人事委規則）

	157号給から 160号給まで		7,200			
	161号給から 164号給まで 165号給		7,200 7,200			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

備考 第四条第一号に規定する職員のうち、その職務の級が1級である者にあつては「125号給から128号給まで」とあるのは「125号給」と、その職務の級が特2級である者にあつては「105号給から108号給まで」とあるのは「105号給」と、その職務の級が3級である者にあつては「81号給から84号給まで」とあるのは「81号給」と、その職務の級が4級である者にあつては「21号給から24号給まで」とあるのは「21号給」とする。

令和七年四月二十二日

大分県報（人事委規則）

別表第二を次のように改める。

別表第二（第四条関係）

教育職給料表(一)の適用を受ける者

職員 の区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円	円
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1号給から 4号給まで	2,000	2,500	4,000	5,700	7,400
	5号給から 8号給まで	2,000	2,600	4,300	5,900	7,500
	9号給から 12号給まで	2,100	2,800	4,500	6,000	7,600
	13号給から 16号給まで	2,200	2,900	4,700	6,100	7,700
	17号給から 20号給まで	2,300	3,000	4,900	6,300	7,900
	21号給から 24号給まで	2,400	3,200	5,100	6,400	8,000
	25号給から 28号給まで	2,600	3,300	5,300	6,600	
	29号給から 32号給まで	2,700	3,500	5,400	6,800	
	33号給から 36号給まで	2,800	3,700	5,600	6,900	
	37号給から 40号給まで	2,900	3,800	5,700	7,000	
	41号給から 44号給まで	3,100	4,100	5,800	7,100	
	45号給から 48号給まで	3,200	4,300	6,000	7,200	
	49号給から 52号給まで	3,300	4,500	6,100	7,300	
	53号給から 56号給まで	3,400	4,800	6,300	7,400	
	57号給から 60号給まで	3,500	4,900	6,400	7,500	
	61号給から 64号給まで	3,600	5,100	6,500	7,500	
	65号給から 68号給まで	3,700	5,300	6,700		
	69号給から 72号給まで	3,800	5,400	6,800		
	73号給から 76号給まで	3,900	5,500	6,900		
	77号給から 80号給まで	4,000	5,600	6,900		
	81号給から 84号給まで	4,100	5,800	7,000		
	85号給から 88号給まで	4,100	5,900	7,200		
	89号給から 92号給まで	4,200	6,100	7,200		
	93号給から 96号給まで	4,300	6,200	7,200		
	97号給から 100号給まで	4,400	6,300	7,300		
	101号給から 104号給まで	4,400	6,400	7,300		
	105号給から 108号給まで	4,500	6,500	7,300		
	109号給から 112号給まで	4,500	6,600			
	113号給から 116号給まで	4,600	6,700			
	117号給から 120号給まで	4,700	6,800			
	121号給から 124号給まで	4,700	6,900			
	125号給から 128号給まで	4,800	6,900			
	129号給から 132号給まで	4,900	6,900			
	133号給から 136号給まで	4,900	7,000			
	137号給から 140号給まで	4,900	7,100			
	141号給から 144号給まで	5,000	7,100			
	145号給から 148号給まで	5,100	7,200			
	149号給から 152号給まで	5,100	7,200			
	153号給	5,100	7,200			

定年前再任用短時間勤務職員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400
備考 第四条第二号から第五号までに規定する職員のうち、その職務の級が特2級である者にあつては「105号給から108号給まで」とあるのは「105号給」と、その職務の級が3級である者にあつては「61号給から64号給まで」とあるのは「61号給」と、その職務の級が4級である者にあつては「21号給から24号給まで」とあるのは「21号給」とする。						

附 則
この規則は、公布の日から施行し、改正後の義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。

○ 告 示

大分県告示第二百六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第二十七条第二項の規定により、次のとおり大分県医師国民健康保険組合の規約の変更を認可した。
令和七年四月二十二日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

変更事項	変 更 後	変 更 前	認可年月日
------	-------	-------	-------

組合の地区	大分県、福岡県（福岡市、北九州市、豊前市、久留米市、田川市、うきは市、吉富町、朝倉市、太宰府市、筑紫野市、飯塚市、小郡市、行橋市、古賀市、福津市、広川町、粕屋町、那珂川町、築上町、上毛町及び東峰村に限る。）、佐賀県（鳥栖市に限る。）、長崎県（佐世保市に限る。）、熊本県（熊本市、高森町及び小国町に限る。）、及び宮崎県（延岡市及び高千穂町に限る。）、の区域内の市町村	大分県、福岡県（福岡市、北九州市、豊前市、久留米市、田川市、うきは市、吉富町、朝倉市、太宰府市、飯塚市、小郡市、行橋市、古賀市、福津市、広川町、粕屋町、那珂川町、築上町、上毛町及び東峰村に限る。）、佐賀県（鳥栖市に限る。）、長崎県（佐世保市に限る。）、熊本県（熊本市、高森町及び小国町に限る。）、及び宮崎県（延岡市及び高千穂町に限る。）、の区域内の市町村	令七・四・一

大分県告示第二百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。
令和七年四月二十二日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎		
土地改良区名	所 在 地	認可年月日
日田市土地改良区	日田市	令七・四・九

大分県告示第二百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。
令和七年四月二十二日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

- 一 解除予定保安林の所在場所
国東市国見町赤根字塔ノ本一二六〇番五（次の図に示す部分に限る。）、字一円坊二二九〇番二、一二九〇番五（次の図に示す部分に限る。）
二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
三 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに国東市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第二百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。
令和七年四月二十二日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

- 一 解除予定保安林の所在場所
国東市国見町赤根字中ノ迫一八一〇番三、一八〇九番三・一八一一番二・一八一一番一〇・一八一一番一一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
二 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに国東市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第二百十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の加入区の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意は、同法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和七年四月二十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 加入区の名称

南海部第四加入区

二 加入区の区域

大分県漁業協同組合の地区のうち旧米水津村漁業協同組合の地区

三 加入区の区分

漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業のうち小型定置漁業